

## 南会津「ワカモノ」ピッチ事業業務委託プロポーザル実施要領

令和 8 年 4 月 2 1 日  
福島県南会津地方振興局

この要領は、南会津「ワカモノ」ピッチ事業業務委託（以下、「本業務」という。）において、公募型プロポーザル方式（以下、「プロポーザル」という。）により受託者を募集する際の手続きについて必要な事項を定める。

### 1 業務の目的

福島県南会津地域（以下、「本地域」という。）では、過去 10 年間で出生数が半減し、令和 6 年度には初めて転出超過数が 300 名を超えるなど、自然減と社会減が相まって人口減少が急速に進んでいる。また、老年人口が生産年齢人口を上回るなど少子高齢化が著しく、転出超過数の約半数は若年人口（20～39 歳）であることから、本地域における若者や女性の定着は喫緊の課題である。

本業務は、「人口減少対策」や「若者・女性の定着（活躍）」をテーマとして、本地域の若者や女性の声を直接反映した事業を行うことで、新たな考え方や価値観を認め合う機会の創出等により若者や女性の定着・還流を促し、人口減少の抑制を図るものである。

### 2 委託業務の概要

#### (1) 業務名称

南会津地域「ワカモノ」ピッチ事業業務委託

#### (2) 業務内容

南会津地域「ワカモノ」ピッチ事業業務委託仕様書（案）（以下、「仕様書」という。）のとおり。なお、契約相手方候補者の特定後に提案内容を反映した仕様等を決定し、契約を締結するものとする。なお、本業務は本地域在住の若者や女性が主となり実施することを想定しています。

#### (3) 委託業務期間

委託契約締結の日から令和 9 年 3 月 19 日（金）まで

#### (4) 委託料の上限

1,950,000 円（消費税及び地方消費税の額を含む）

ただし、仕様書 5（1）ア～ウに記載の 1 地域につき原則 650,000 円（消費税及び地方消費税の額を含む）の予定ですが、契約相手方候補者の数や提案内容等により予算の範囲内で増額する場合があります。

※提案内容（追加提案を含む）に係る全てが委託料に含まれること。

### 3 公募方法とスケジュール

#### (1) 公募方法

福島県南会津地方振興局（以下、「南会津地方振興局」という。）のホームページにより公募する。

#### (2) スケジュール（予定）

日 時	内 容
4月21日（火）	公募開始
4月30日（木）正午まで	質問書の提出期限
5月 8日（金）	質問書への回答
5月13日（水）17時まで	プロポーザル参加表明書提出期限
5月15日（金）正午まで	プロポーザル参加辞退届提出期限
5月19日（火）正午まで	企画提案書等提出期限
5月27日（水）	プロポーザル審査会
5月28日（木）以降	審査結果の通知

### 4 プロポーザルに係る事項

#### (1) プロポーザル参加の要件

本プロポーザルに参加する者は、以下に掲げる資格要件を全て満たす者とする。

また、複数の者がグループを構成し、共同提案することも可とするが、この場合は代表する者から企画提案書を提出するものとし、グループを構成する個々の者の参加者資格についても同様に取り扱う。

ア 本地域在住の若者（20～39歳程度）や女性、又は本地域に住所を有する法人若しくは団体等で管理責任者又は担当者など本業務の主たる実施者が本地域在住の若者や女性である者。

イ 本業務委託期間内で確実に業務を遂行するための体制が確保されているとともに、本募集要領に示した業務を確実に履行できるものであること。

ウ 常に県との連絡調整や打合せができるように体制を整えておける者であること。

エ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。

オ 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者（同法第41条第1項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者（同法第33条第1項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

カ 本募集要領を公示した日から契約締結日までの間に、本県における入札参加資格制限措置要綱等の規定に基づく入札参加制限中の者でないこと。

キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）に該当しないほか、次に掲げる者でないこと。

(ア) 役員等（提出者が個人である場合にはその者を、提出者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与している者。

(イ) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどした者。

(ウ) 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者。

(エ) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者。

ク 宗教活動及び政治活動を主たる目的とする者でないこと。

ケ 県税を滞納している者でないこと。

コ 消費税または地方消費税を滞納している者でないこと。

サ その他、県との協議に柔軟、真摯に対応できること。

## (2) 実施要領等の入手方法

実施要領及び様式等は、南会津地方振興局のホームページからダウンロードすること。なお、南会津地方振興局の窓口又は郵送等での配布は行わない。

## 5 質問の受付

質問については、以下により受け付ける。

### (1) 提出期限

令和8年4月30日（木）正午まで（必着）

### (2) 提出方法

「質問書（第1号様式）」により、南会津地方振興局あてに電子メールで提出すること。なお、件名は「【質問】南会津地域「ワカモノ」ピッチ事業業務委託」とし、電子メール送信後、電話にて送付した旨を知らせること（電話による質問の受付は行わない）。

### (3) 質問に対する回答

質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利害を害するおそれのあるものを除き、南会津地方振興局のホームページで令和8年5月8日（金）に公表する（個別の回答は行わない）。

## 6 プロポーザル参加表明書の提出

プロポーザルに参加する意思のある者は、「南会津地域「ワカモノ」ピッチ事業業務委託プロポーザル参加表明書（第2号様式）」を提出すること。なお、表明書の提出がない者の企画提案は受け付けない。

### (1) 提出期限

令和8年5月13日（水）17時まで（必着）

### (2) 提出方法

参加表明書により、南会津地方振興局あてに電子メールで提出すること。なお、件名は「【プロポーザル参加表明書】南会津地域「ワカモノ」ピッチ事業業務委託」とし、電子メール送信後、電話にて送付した旨を知らせること。

### (3) 参加辞退

参加表明書提出後に参加を辞退する場合は、令和8年5月15日（金）正午までに、「辞退届（任意様式）」を提出すること。

## 7 企画提案書等の提出

プロポーザルに参加する意思のある者は、「6 プロポーザル参加表明書の提出」による手続きを行った上で、企画提案書等を「11 問い合わせ先及び各種書類の提出先」まで提出すること。

### (1) 提出期限

令和8年5月19日（火）正午まで（必着）

### (2) 提出方法

南会津地方振興局あてに電子メールで提出すること。なお、件名は「【企画提案書】南会津地域「ワカモノ」ピッチ事業業務委託」とし、電子メール送信後、電話にて送付した旨を知らせること。

### (3) 提出書類

- ア 企画提案書及び業務工程表（任意様式。ただし、日本産業規格A4版とする。）
- イ 見積書（任意様式。ただし、日本産業規格A4版とする。）
- ウ その他企画提案を説明するのに必要な書類
- エ 会社（団体）概要（第3号様式）

## 8 企画提案書の作成に関する事項

### (1) 企画提案書に記載する内容

企画提案書には、以下の項目を必ず記載すること。

#### ア 業務内容に関する提案

現時点で構想している取組の概略について、本業務の趣旨を理解した上で、現状や課題等を把握し、論理的かつ具体的な提案をすること。

イ 業務実施体制に関する提案

具体的かつ無理なく実施できるスケジュールを提案すること。また、本業務を確実に遂行するための管理責任者と担当者の配置についても併せて提案すること。

(2) 企画提案書等の作成に係る留意事項

ア 仕様書等に基づき作成すること。

イ 記載は簡潔明瞭であること。文書を補完する図表、写真等を適宜使用すること。

ウ 企画提案書は1参加者につき、1提案書とする。

エ 企画提案書は任意様式とする。ただし、用紙は日本産業規格A4版とし、(表紙及び目次を除いて15ページ以内とすること)。用紙の方向(縦横)は問わない。

オ ページ番号は、表紙及び目次を除き、通し番号として付記すること。

カ 企画提案書等の再提出は提出期限内に限り認める。なお、差し替えは全部差し替えとし、部分的な差し替えは認めない。

キ 企画提案書等の作成及び提出に係る費用は提案者の負担とする。

(3) 企画提案の無効

次のいずれかに該当する企画提案は無効とする。

ア 企画提案書を提出した者が前記4に定める要件を満たしていない場合。

イ 見積金額に消費税及び地方消費税を加えた金額が、前記2(4)に定める契約額の上限を超える場合。

ウ 同一の者が2つ以上の企画提案書を提出した場合。

エ 企画提案書等の提出方法、提出先又は提出期限に適合しない場合。

オ 虚偽の内容が記載されている場合。

## 9 契約相手方候補者の選定方法

企画提案の審査は、別途設置する審査会において、ヒアリングによる評価を行い、仕様書5(1)ア～ウに記載の1地域毎に最も優れた提案を行ったと認められた者を契約相手方候補者(単独随意契約の予定者)として選定する(1地域につき1者まで)。

なお、本プロポーザルに参加を希望する者が多数だった場合は、書類審査によりヒアリングの対象者を選定することとし、結果は5月26日(火)までに連絡する。

(1) ヒアリングの日時

令和8年5月27日(水) 13:00～

※詳細な時間は参加者が決定次第連絡します。

(2) ヒアリングの場所

南会津町役場(予定)

(福島県南会津郡南会津町田島字後原甲3531番地1)

※具体的な場所等は（１）の日時と併せて連絡します。

（３）ヒアリングの方法

ア ヒアリング（提案者によるプレゼンテーション及び審査委員会との質疑応答）は対面で行うものとする。

イ ヒアリング時間は１０分程度（５分以内の説明、５分程度の質疑）とする。

ウ その他参考資料（プレゼンボード、写真等）の持ち込みは可とするが、追加資料の配付は認めない。

※ヒアリングはマスコミオープン・他ヒアリング対象者同席で実施予定です。

10 審査に関する事項

（１）審査基準及び配点

審査項目		評価の視点	配点
業務遂行能力		業務を遂行するための体制が十分に整っているか。	5
		業務を円滑に実施できるスケジュールであるか。	5
業務理解		本事業の目的や業務内容を理解し、意欲的な提案となっているか。	5
		業務内容に見合った適切な経費であるか。	5
企画提案	現状分析と事業企画	事業実施地域における「人口減少対策」や「若者・女性の定着（活躍）」に係る現状と課題を分析しているか。	10
		本事業の目的に合致し、かつ、課題解決に資する事業を企画立案しているか。	20
		本地域の若者や女性の声を直接反映した事業となっているか。	20
	事業実施と情報発信	提案者が自ら主体的に事業を実施する提案内容となっているか。	10
		SNS等を活用した本地域内の若者や女性に対する当該事業の情報発信が期待できるか。	5
	事業効果	既存の枠組みにとらわれない新たな考え方や価値観を認め合う機会の創出が期待できるか。	5
		若者や女性の定着・還流促進が期待できるか。	5
		事業の横展開など、本地域内で広く活用できる可能性があるか	5
	<b>合計 100点満点</b>		

(2) 採用基準点

評価得点の6割5分以上を企画採用基準点とする。

(3) 結果の通知

ア 審査の結果は、プロポーザル参加者全員に通知するとともに、契約候補者名及び全てのプロポーザル参加者の「順位及び総得点」を南会津地方振興局ホームページで（契約候補者以外は、参加者名を伏せて）公表する。

イ 選定されなかった者は、その日の翌日から起算して2週間以内に選定されなかった理由の説明を書面により求めることができる。

ウ 上記「10（3）イ」に係る回答は、書面が到着した日から起算して10日以内に行う。

(4) 契約の締結等

ア 仕様書の協議

選定した契約候補者と委託者が協議し、委託契約に係る仕様書を確定した上で契約を締結する。なお、仕様書の内容は契約候補者が提案した内容を基本とするが、協議の結果、提案内容の一部を変更する可能性がある。

イ 契約金額の確定

契約金額は協議結果により作成した仕様書に基づき、改めて見積書を徴取し決定する。

ウ 契約保証金について

契約候補者は契約保証金として、契約額の100分の5以上の額を、契約締結額前に納付しなければならない。ただし、福島県財務規則第229条第1項の規定に該当する場合はこの限りではない。

エ その他

契約候補者と発注者との間で行う協議が整わない場合、又は契約候補者が契約を辞退した場合は、審査結果において総合評価が次点であった応募者と協議する。

11 問い合わせ先及び各種書類の提出先

〒967-0004 福島県南会津郡南会津町田島字根小屋甲 4277-1

福島県南会津地方振興局 復興支援・地域連携室 主査 渡邊美里

電話：0241-62-5203 F A X：0241-62-5209

E-mail：[minamiaizu.chiikirenkei@pref.fukushima.lg.jp](mailto:minamiaizu.chiikirenkei@pref.fukushima.lg.jp)